

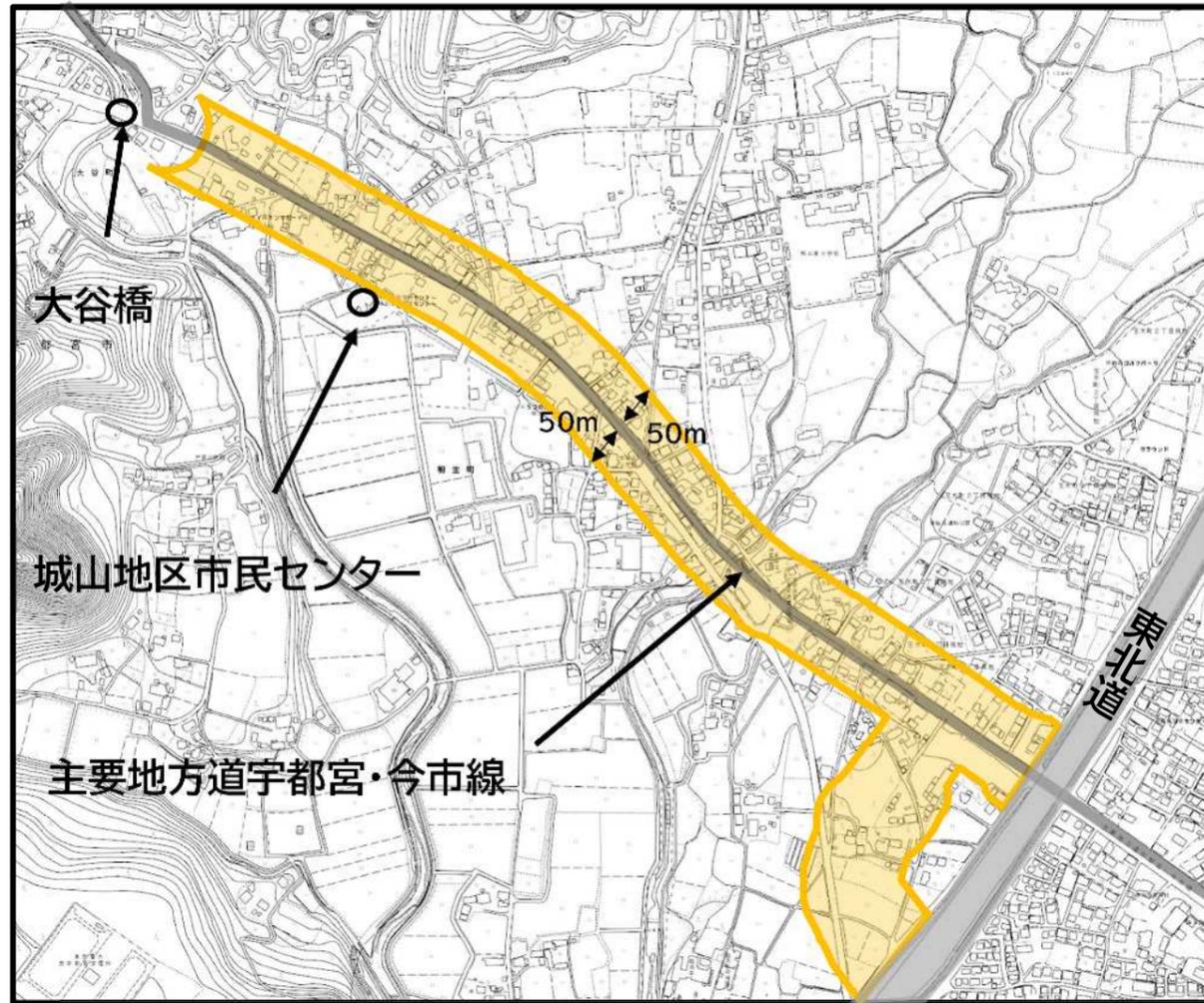
景観形成基準(素案)

※ 本資料は、大谷街道沿道部会で検討を行った建築物・工作物の景観形成基準について、記載しております。
屋外広告物については、既に指定されている広告物景観形成地区としての景観形成基準が適用されます。
屋外広告物に関する景観形成基準の詳細な内容につきましては、右 QR コードからご覧いただけます。



位置及び区域

大谷町, 駒生町, 宝木町2丁目の各一部であって下図に示す地区
※ 指定区域をまたぐ形で建てられる建築物等については, その建築面積の1/2以上が指定区域に含まれる場合は対象とする



景観形成の目標と基本方針

【景観形成の目標】

豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り, 育む
～行ってみたい, 過ごしてみたい, いつまでも暮らし続けたいまちなみの形成～

【景観形成の基本方針】

- 沿道に存在する大谷石建造物を保全し, 大谷観光の期待感を高めるまちなみとして活用する。
- 建築物, 屋外広告物の規制・誘導により, 街道から多気山や古賀志山への眺望を保全する。
- 屋外広告物の規制・誘導により, まちなみの眺望を保全する。

行為の制限について

【景観法に基づく届出対象行為】

| 種別 | 届出対象 |
|--|----------------------------------|
| 建築物の新築, 増築, 改築若しくは移転 | 全て(建築確認が必要なもの) |
| 工作物の新設, 増築, 改築若しくは移転 | 全て(建築確認が必要なもの) |
| 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 変更の範囲が建築物, 工作物の各立面において2分の1を超えるもの |
| 都市計画法で規定する開発行為 | 当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの |

※ 経過措置

景観形成重点地区指定の時点で, すでに建設されている建築物・工作物については, 建替え・修繕, 色の塗替えなどの際に届出対象となり, 景観形成基準が適用される。

景観形成基準(素案)

※ 本資料は、大谷街道沿道部会で検討を行った建築物・工作物の景観形成基準について、記載しております。屋外広告物については、既に指定されている広告物景観形成地区としての景観形成基準が適用されます。屋外広告物に関する景観形成基準の詳細な内容につきましては、右 QR コードからご覧いただけます。



■行為の制限について

【建築物及び工作物の景観形成基準】

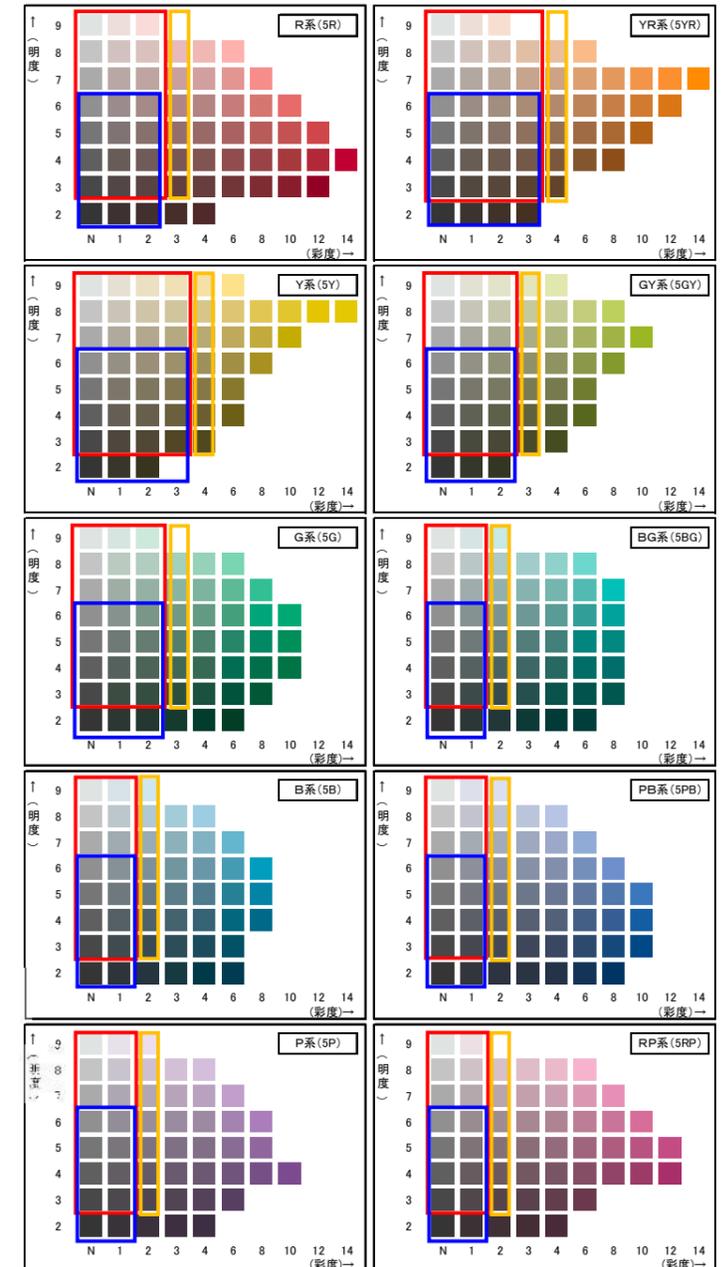
◎ 規制する基準 ○ 努力を促す基準

| 項目 | | 景観形成基準 |
|----------|--|---|
| | | 大谷街道沿道エリア |
| 形態意匠 | 形態 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現存する大谷石建造物は適切な管理のうえ、保全に努める。 ◎ 建築物の外壁の一部に、大谷石を使用する。ただし、外構の一部に使用している場合を除く。 ○ 大谷石を建築物に使用する際には、周辺のまちなみや自然景観にも配慮した上で、仕上げ方や、素材の風合いを活かした張り方を計画するよう努める。 ○ 建築物の外構は大谷石や植栽を積極的に計画し、道路からの見え方に配慮するよう努める。 ○ 道路から遠方の山並みの眺望に配慮した高さになるよう努める。 |
| | 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 建築物等の外壁・屋根の色彩は自然に調和する落ち着いた色合いのものとし、日本産業規格のZ8721に定める三属性(以下「マンセル値」という。)により、別表1のとおりとする。ただし、自然素材を使用する場合、又はアクセントカラーとして外壁の1/20(5%)以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は、この限りではない。 ◎ 市全域の景観計画の届出対象行為(以下「大規模行為」という。)に該当する工作物は、落ちついた色彩となるよう外壁の基調色の色彩基準に合わせ、反射を抑えたものとする。 |
| 建築物・工作物等 | 敷地の境界部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現存する大谷石の塀などは適切な管理のうえ、保全に努める。 ○ 垣・柵・塀は、大谷石や木材など、自然素材を使用したもの又は生垣とし、その高さは視線が通るように配慮するよう努める。 |
| | 設備機器等 | ◎ 室外機等の設備機器やゴミ置き場は、道路からの見え方に配慮し、直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、植栽や格子などで目隠し修景を施すこと。 |
| | 太陽光パネル | ○ 建築物に太陽光パネルを設置する場合には、低彩度・防眩性のある屋根一体型のものの採用に努める。 |
| | 照明 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大谷石建造物のライトアップにより、夜間も楽しめる景観の演出に努める。 ○ 道路に面したエントランスや外構を灯すよう努める。 ○ 間接照明や色温度が低い照明を採用し、夜間景観の演出に努める。 ◎ 投光器等による天空への照射は行わないようにする。 |
| | 自動販売機 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 落ち着いた色彩を採用し、周囲を囲うなどして目隠し修景を施すよう努める。 ○ 写真やイラストを使用したものは極力避ける。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。 |
| 太陽光発電施設 | ◎ 道路や高所からの見え方に配慮し、囲障(大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣)で目隠し修景を施すこと。 | |
| 緑化 | ○ 山並みのみどりとの調和や連続性に配慮し、敷地内の樹木の保全や道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、良好な景観の形成に努める。 | |
| その他 | ◎ 大規模行為に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容(上記制限内容を除く。)についても遵守する。 | |

【建築物・工作物(屋根・外壁)の色彩基準】

| 区分 | 色相 | 明度 | 彩度 |
|----------|--------------------|-----|-----|
| 基調色(屋根) | YR(黄赤), Y(黄) | 6以下 | 3以下 |
| | R(赤), GY(黄緑), G(緑) | 6以下 | 2以下 |
| | 上記以外の色相 | 6以下 | 1以下 |
| 基調色(外壁) | YR(黄赤), Y(黄) | 3以上 | 3以下 |
| | R(赤), GY(黄緑), G(緑) | 3以上 | 2以下 |
| | 上記以外の色相 | 3以上 | 1以下 |
| 準基調色(外壁) | YR(黄赤), Y(黄) | 3以上 | 4以下 |
| | R(赤), GY(黄緑), G(緑) | 3以上 | 3以下 |
| | 上記以外の色相 | 3以上 | 2以下 |

- ※ 基調色(屋根)の無彩色については、明度6以下とする。
- ※ 基調色(外壁)の無彩色については、明度3以上とする。
- ※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4を超える割合で使用される色彩とする。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含む。
- ※ 準基調色とは、外壁の1/4以下の割合で使用される色彩とする。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー(準基調色の適用範囲を超える色彩)として、外壁の1/20以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。



| 凡例 | |
|----|----------|
| | 基調色(屋根) |
| | 基調色(外壁) |
| | 準基調色(外壁) |